

特別事情の添付書類について

- 離婚の場合

- 生計維持者の失業

- 生計維持者の死亡

- その他の特別事情

【離婚の場合】

1 離婚の確認できる書類（写し可）

- (1) 離婚受理届受理証明書
- (2) 個人事項証明書（申請者）
 (1)か(2)のいずれか

※「お知らせ」等は、証明になりませんのでご注意ください。

2 扶養を確認できる書類

健康保険証の写し（ご家族全員分）など

3 世帯の所得がわかる書類（写し可）

当該年度の課税額証明書（所得証明書）

※市外からの転入の場合のみ。

【生計維持者の失業（前1月1日以降に起こったもの）】

1 失業が確認できる書類（写し可）

- (1) 離職票
- (2) 雇用保険受給資格者証
- (3) 源泉徴収票（退職年月日記載分）
 (1)～(3)のいずれか

2 扶養を確認できる書類

健康保険証の写し（ご家族全員分）など

3 失業者以外の所得がわかる書類（写し可）

当該年度の課税額証明書（所得証明書）

※市外からの転入の場合のみ。

（注）失業状態が、前年の1月1日以降、現在まで継続中であること。

【生計維持者の死亡】

1 死亡の確認できる書類（写し可）

- (1) 死亡診断書
- (2) 住民票（除票）
- (3) 個人事項証明書（死亡者）

(1)～(3)のいずれか

【その他の特別事情】

別居・被災など上記に記載がなく、特別事情と思われる場合は、教育委員会学事課までご連絡ください。